



令和元年12月
蒲刈共同事務センター

12月に入り、今年も残りわずかとなってきました。1年で一番忙しいと言われる師走ですが、体調管理に気をつけて、新しい年を迎えましょう！
今回は、差額の概要と休暇票についてお知らせします。

支給日：令和元年12月26日(木)

給料月額等が改正されたため、差額が支給されます。主な改正は次のとおりです。

(再任用職員は除く)

- (1) 給料月額・・・平成27年及び平成28年の給料表切替に伴う経過措置対象者で、平成31年4月1日以降の給料月額が改正後の給料月額を上回る場合は除く。
- (2) 勤勉手当・・・給料月額改正に伴う支給及び成績率の改正

		改正前	改正後
一般職員	6月	92.5/100	95/100
	12月	92.5/100	95/100
管理職	6月	89.5/100	92/100
	12月	89.5/100	92/100

- (3) 給料月額が改正されたことに伴い支給

- * 給料の調整額 (ただし、改正前に上限の額を支給されている場合は除く)
- * 教職調整額
- * 期末手当
- * 地域手当
- * へき地手当 (準ずる手当を含む)
- * 時間外手当

ほか



今回の給与改定に関わる勧告では、令和2年4月より住居手当及び地域手当の改定も報告されています。詳細につきましては4月にお伝えします。



休暇票等も1月から新しくなります。

休暇票や職務専念義務免除承認票は、取得する前に記入します。
1月以降の休暇を12月中に届け出る場合は令和2年の休暇票等に記入してください。

休暇票の例

1月以降の休暇は令和2年の休暇票等に記入します。

届出日		期間								時数	
月	日	から				まで				日	時
12	25	1	6	8	10	1	6	16	40	1	

「美しい」は「正しい」をめざしましょう！

